

トレスとともに、25インチ以上の廃テレビジョン受信機、250リットル以上の廃電気冷蔵庫が対象となっている。この制度の下、家電販売店での家電製品の引取りが行われているが、十分なリサイクルが行われているとは言えない状況にある。

(平11.10.7厚生省 法Q&A)

### 第3節 基本的事項

#### (家電リサイクル法とは)

問569 家電リサイクル法とは何か。

答569 正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」である。

平成10年6月5日公布、平成13年4月1日本格施行である。

これは一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品（特定家庭用機器／テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンが対象）の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用を推進するための法律である。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

#### (家電リサイクル法の基本的な考え方)

問570 家電リサイクル法の基本となっているのはどのような考え方なのか。

答570 一般廃棄物の処理は基本的に市町村にその責任があるが、家電リサイクル法は、このような廃棄物の中で、市町村ではリサイクルが困難な家庭用機器廃棄物について、消費者、小売業者、製造業者等（製造業者・輸入業者）が応分の役割分担をし、廃棄物の減量と資源の有効利用を図ることが基本となっている。

また、このような家庭用機器は企業等からも排出される（産業廃棄物である）ことがあるが、家電リサイクル法では、このような廃棄物も一緒に取り扱うこととしている（この法律での「排出者」は家庭用機器廃棄物を排出する家庭及び企業等全てを含めたものである）。

それぞれの役割分担は、排出者は適正な排出、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は引取りとリサイクル（再商品化等）であり、関係する全ての人々が協力してリサイクルを進めていくものである。また、その際、排出者は小売業者や製造業者等に対し適正な料金を支払うことを基本としている。

(平11.10.7厚生省 法Q&A)

#### (家電リサイクル法による有価物としての取扱い)

問571 家電リサイクル法の解説を見ると、定義を規定する第2条第1項では、「部品及び材料を分離し、…原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態となったものは、有価物であり廃棄物でないため、これを利用する者は廃棄物処理法上の許可は不要である。」としている。

第2条第2項においても、「部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供するもの…を熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態」のものは、廃棄物でないとしている。

廃棄物処理法では、無償で譲渡するものは廃棄物であるとしているが、家電リサ

イクル法では無償でも譲渡できる状態にすれば有価物扱いしているのは特例的な解釈とみてよろしいか。

**答571** 取引価値は廃棄物を規定する絶対的な指標ではない。無償であっても廃棄物ではないという場合もある。廃棄物の定義は5つの指標（①物の性状②通常の見取り形態③排出の状況④取引価値⑤占有者の意思）を総合的に勘案するものであるから、取引価値としてはほぼゼロのような状況であっても、そのほかの性状や通常の見取り形態、排出の状況、占有者の意思から見れば、どう見ても廃棄物でない、不用品でないというものはあり得る。そう考えれば家電リサイクル法の定義と廃掃法の廃棄物の定義自体が矛盾しているわけではない。（平12近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会）

### （「再商品化等」の定義）

**問572** 家電製品（特定家庭用機器）はどのようなリサイクルが可能なのか。

**答572** 近年の家電製品は、鉄・アルミ・銅といった金属やプラスチック類を素材とするものであり、テレビについてはブラウン管のガラスが大きな重量を占めている。また、家電製品は様々な部品から構成されるものであり、これを分解・解体し部品や素材ごとに選別することにより、再生利用の道が大きく開かれるものである。

例えば、鉄・アルミ・銅といった金属については、部品を分離し、それぞれの素材に選別することにより、金属製品の原料として再生利用が可能である。

また、プラスチック類については、熱回収（サーマルリサイクル）を行うことができるとともに、技術開発の進展により再度プラスチック製品の原料などの原材料として再生利用される可能性が高まっている。

ブラウン管のガラスについては、再度ブラウン管用のガラスとして利用できるほか、様々なガラス原材料としての再生利用が可能である。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

### （基本方針の策定）

**問573** 基本方針とはどのようなものか。

**答573** 主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するために基本方針を策定し公表することとしている。これは、家電リサイクル法に基づいて行われる各種施策や関係者の取組みの方向性を明らかにするために、その基本的な考え方を示すものである。基本方針では、以下のような事項を定めている。

- ①特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向
- ②特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項
- ④環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項
- ⑤その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項

基本方針は、平成11年6月23日に、環境庁・厚生省・通商産業省の共同告示とし

て公表された。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

### (リサイクル費用の負担)

**問574** 家電製品(特定家庭用機器)のリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのか。

**答574** この法律では、特定家庭用機器廃棄物の引取り・リサイクルに関し、小売業者、製造業者等がそれぞれあらかじめ料金を設定し、公表することとなっている。特定家庭用機器廃棄物を排出する家庭や事業者は、これを排出する際に、これらの料金を支払うこととしている。

また、この法律での義務を履行するために必要となる回収体制の整備やリサイクルを行う施設の建設などは、小売業者、製造業者等が行うこととなる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

### (事業者及び消費者の責務)

**問575** リサイクルを進めるために家電製品(特定家庭用機器)を使用し排出する消費者・住民や事業者は何をすべきなのか。

**答575** この法律では、事業者及び消費者の責務として、

- ①特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めること。
- ②特定家庭用機器廃棄物を排出するに当たっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をするものに適切に引き渡すこと。
- ③その求めに応じ料金の支払いに応じること。

が定められている。

まず、消費者及び事業者は、特定家庭用機器を使用する者として、正しい使用方法の遵守や修理の励行、不必要な買替えの抑制などにより、できるだけ長期間使用することが求められる。

また、リサイクルが確実に実施されるためには、この法律でのリサイクル(再商品化等)の義務を負うこととなる製造業者等に、特定家庭用機器廃棄物が確実に引き渡されることが不可欠である。このため、消費者及び事業者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、この法律により特定家庭用機器廃棄物の引取りと製造業者等への引渡しに義務付けられることとなる小売業者に引き渡すことが求められる。

(平11.10.7厚生省 法Q & A)

### (法律の効果)

**問576** この法律の効果はどのようなものか。

**答576** この法律は、一定水準以上のリサイクルの義務を製造業者等に課すものである。平成13年4月の法の本格施行当初においては、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等(リサイクル)の基準をエアコン60%、テレビ55%、電気冷蔵庫及び電気洗濯機50%以上とすることとしている。この基準は、目標ではなく、製造業者等が義務として行わなければならない水準である。

現在のエアコン、テレビ等の処理が、埋立処分場への直接埋立や圧縮・破碎等の中間処理が主流であり、リサイクルが行われる場合であっても、鉄の回収程度であ

るが、この法律が施行されると高度のリサイクルが全国で実施されることとなり、最終処分場へ埋め立てられる廃棄物の減少が見込まれる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

#### (国・地方公共団体の責務)

問577 この法律での国の役割、地方公共団体の役割は何か。

答577 この法律では、国の責務として、

- ①特定家庭用機器に関する情報の収集・整理・活用、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等に関する研究開発の推進・成果の普及
- ②特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要した費用、有効利用された資源の量その他の情報の適切な提供
- ③教育活動、広報活動等を通じた特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等に関する国民の理解の増進等

が定められている。国は、実際に特定家庭用機器廃棄物を引取ったり、リサイクルするものではないが、制度全体を適切に機能させていくために必要な情報提供や普及・啓発活動を行わなければならない。

また、地方公共団体（都道府県及び市町村）は、国のこのような施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等を促進するための措置を講じるよう努めることとなっている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

#### (再商品化計画、分別収集計画等は不要)

問578 容器包装リサイクル法のように計画を定めることはないのか。

答578 この法律の本格施行後は、排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出するたびに、小売業者が引取り、製造業者等が再商品化等を行うこととなる。このため、あらかじめ収集量を設定するなどの措置は必要がなく、容器包装リサイクル法のように国や都道府県、市町村において計画を定めることはない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

## 第4節 対象となる機械器具

#### (特定家庭用機器とは)

問579 なぜ、家電製品でなく特定家庭用機器なのか。

答579 この法律は、エアコン・テレビ等の家電製品を念頭に、その構造・組成、製造・流通・販売形態等を考慮して仕組みが作られている。しかしながら、家電製品のみならず他の機械器具も家電製品と同じような状況にあれば、この法律による引取り・再商品化等の実施が行われることが適当である場合が考えられる。このため、この法律は、その対象を最初から家電製品に限定するのではなく、家庭で使用されている機械器具から、市町村による処理が困難、資源としての重要性が高い等の要件に該当するものを対象とする構成としている。

したがって、法律の対象を「特定家庭用機器」とすることにより、家電製品以外でも廃棄物の減量・リサイクルの必要性があるものは、この法律の対象とすることが可能な仕組みになっている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)